

# 1 議 事 日 程（第1日）

（平成22年第2回有田川町議会定例会）

平成22年6月7日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 陳情の審査報告について（陳情第1号）

日程第5 陳情の審査報告について（陳情第2号）

追加日程第1 発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について

追加日程第2 発議第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について

日程第6 議案第77号 有田川町副町長の選任の同意について

日程第7 議案第78号 有田川町監査委員の選任の同意について

日程第8 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度有田川町一般会計補正予算（第7号）

日程第9 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第4号）

日程第11 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第12 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第13 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第15 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて  
平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて  
平成21年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて  
平成21年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて  
平成21年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 報告第13号 平成21年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第21 報告第14号 平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第22 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 報告第17号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第25 報告第18号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第26 議案第64号 平成22年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第65号 平成22年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第66号 平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第67号 平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第68号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第69号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第32 議案第70号 有田川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第71号 有田川町雇用創出推進基金条例の制定について
- 日程第34 議案第72号 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第73号 金屋町立保育所整備資金基金条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第36 議案第74号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第37 議案第75号 平成22年度簡補第1号岩倉簡易水道施設整備工事（立石地区第3工区）の請負契約について
- 日程第38 議案第76号 平成22年度簡補第3号釜中簡易水道施設整備工事（黒松地区）の請負契約について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増 谷 憲	2番	堀 江 眞智子
3番	橋 爪 弘 典	4番	東 武 史
5番	岡 省 吾	6番	前 勢 利 夫
7番	湊 正 剛	8番	佐々木 裕 哲
9番	森 本 明	10番	殿 井 堯
11番	坂 上 東洋士	12番	楠 部 重 計
13番	新 家 弘	14番	西 弘 義
15番	中 山 進	16番	竹 本 和 泰
17番	亀 井 次 男	18番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	橋 爪 弘 典	16番	竹 本 和 泰
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（21名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	西 尾 幸 治
総 務 課 長	山 田 清 美	企 画 財 政 課 長	武 内 宣 夫
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 課 長	前 田 英 幸
福 祉 課 長	大 方 肇	環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭
住 民 課 長	赤 井 康 彦	税 務 課 長	星 田 仁 志
建 設 課 長	東 信 行	産 業 課 長	福 原 茂 記
地籍調査課長	上 岡 重 和	水 道 課 長	前 守
下水道課長	東 敏 雄	教 育 委 員 長	早 田 智 代

教 育 長 楠 木 茂 学 校 教 育 課 長 坂 上 泰 司  
社 会 教 育 課 長 三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 山 下 時 克 書 長 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人全員であります。

第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成22年第2回有田川町議会定例会を開会します。

開議 9時31分

○議長（前勢利夫）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、  
3番、橋爪弘典君、16番、竹本和泰君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から、6月1日に開催された委員会の結果について、御報告願います。

議会運営委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る6月1日、午前9時30分から委員会を開き、本定例会の会期並びに議事日程、各常任委員会の日程等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月23日までの17日間と決定させていただきました。なお、一般質問は15日、16日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4、日程第5において、閉会中の継続審査となっておりました陳情第1号、

第2号について、先に総務文教常任委員長から報告をお願いいたします。その後、日程第6から日程第38までの報告18件、議案15件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会で御審査いただきたいと思っております。

なお、全員協議会が終わり次第、本日、本会議で議案審議をお願いいたします。この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げて、報告とさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月23日までの17日間にいたしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月23日までの17日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、報告18件、議案15件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか20人です。

次に、監査委員より、平成22年2月、3月、4月分の例月出納検査の結果及び有田川町水道事業平成21年度棚卸し検査の結果が、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

次に、本定例会までに受理いたしました請願について、藤並学童クラブの保育施設充実に関する請願がお手元に配付の文書表のとおり、住民福祉常任委員会に付託することに決定しましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 陳情の審査報告について（陳情第1号）……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第1号として、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情が、第1回定例会第2日において、総務文教常任委員会に付託されています。この件について、総務文教常任委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、竹本和泰君。

○総務文教常任委員長（竹本和泰）

おはようございます。

委員長報告を行います。

陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情が、平成22年第1回定例会において当委員会に付託されており、閉会中の継続審査として議会の決定を経て、去る4月21日に委員会を開き、陳情の趣旨・内容等について慎重に審査をいたしました結果、賛成多数で採択と決定しました。十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

……………日程第5 陳情の審査報告について（陳情第2号）……………

○議長（前勢利夫）

日程第5、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第2号として、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情が、第1回定例会第2日において総務文教常任委員会に付託されています。この件について、総務文教常任委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、竹本和泰君。

○総務文教常任委員長（竹本和泰）

委員長報告を行います。

陳情第2号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情が、平成22年第1回定例会において付託されており、閉会中の継続審査として議会の決定を経て、去る4月21日に当委員会を開き、陳情の趣旨・内容等につ

いて慎重に審査をいたしました結果、賛成多数で採択と決定しました。十分御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本件は、採択することに決定しました。

……………一括議題 提案理由の説明……………

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

日程第6から日程第38までの報告18件、議案15件を一括議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第38までの報告18件、議案15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日ここに、平成22年第2回有田川町議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しました

ので、御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、議会事務局長の山下時克でございます。

(「よろしく願いいたします」と山下事務局長、呼ぶ)

税務課長の星田仁志でございます。

(「よろしく願いします」と星田税務課長、呼ぶ)

[拍手]

総務課長の山田清美でございます。

(「よろしく願いします」と山田総務課長、呼ぶ)

[拍手]

住民課長の赤井康彦でございます。

[拍手]

地籍調査課長の上岡重和でございます。

(「よろしく願いします」と上岡地籍調査課長、呼ぶ)

[拍手]

福祉課長の大方肇でございます。

(「よろしく願いします」と大方福祉課長、呼ぶ)

[拍手]

産業課長の福原茂記でございます。

(「よろしく願いします」と福原産業課長、呼ぶ)

[拍手]

水道課長の前守でございます。

(「よろしく願いします」と前水道課長。呼ぶ)

[拍手]

会計課長の西尾幸治でございます。

(「よろしく願いします」と西尾会計課長、呼ぶ)

[拍手]

企画財政課長の武内宣夫でございます。

(「よろしく願いします」と武内企画財政課長、呼ぶ)

[拍手]

以上で、新しく変わられました課長さんの紹介を終わりたいと思います。どうかよろしく願いします。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

報告第1号から報告第12号までの12議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成21年度一般会計及び各特別会計補正予算について専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成21年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。



今回の補正は、町税、地方譲与税、地方交付税、国及び県支出金、町債等の額が決定しましたので、歳入を増額するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、財政調整基金に3億2,000万円、退職手当金負担金基金に1億円、低炭素社会づくり推進基金に2,200万円をそれぞれ積み立て、翌年度の財源として予備費に2億9,791万3,000円を確保いたしております。これにより1億2,013万4,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は166億9,942万2,000円と相りました。

報告第2号は、平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより負担金及び医療費の額が確定しましたので、5,022万1,000円を減額し、補正後の予算総額は36億6,822万9,000円と相りました。

報告第3号は、平成21年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、医療費の実績に合わせ372万5,000円を減額いたしております。これにより補正後の予算総額は1,475万8,000円と相りました。

報告第4号は、平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、保険料などが確定しましたので、これを補正するとともに不用額となる未執行額を減額した結果、489万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は6億9,225万7,000円と相りました。

報告第5号は、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、国及び県支出金交付金などが確定しましたので、これを補正するとともに不用額となる未執行額を減額した結果、7,210万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は23億502万7,000円と相りました。

報告第6号は、平成21年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、施設管理費など不用額となる未執行額12万6,000円を減額補正しております。

報告第7号は、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、分担金、負担金及び使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに不用額を減額した結果、1,945万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は6億311万2,000円と相りました。

報告第8号は、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であ

ります。

今回の補正は、施設整備事業費及び施設等整備交付金事業費等の事業費が確定したことにより町債等の額が確定しましたので、不用額となる未執行額を減額した結果、3,084万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は8億3,540万8,000円と相りました。

報告第9号は、平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、分担金、負担金及び使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに不用額となる未執行額を減額した結果、862万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は3億3,312万8,000円と相りました。

報告第10号は、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費など不用額となる未執行額37万5,000円を減額補正しております。

報告第11号は、平成21年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、事業費の確定に伴い、不用額となる未執行額16万7,000円を減額補正しております。

報告第12号は、平成21年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、施設管理費等事業費が確定したことにより不用額となる未執行額を減額した結果、290万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は9,118万4,000円と相りました。

報告第13号及び報告第14号は、平成21年度有田川町一般会計及び特別会計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第13号は、平成21年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成21年度の一般会計予算の経費を平成22年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成21年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を、平成22年度に繰り越して使用するため繰越計算書を調整したもので、これを報告するものであります。

報告第15号は、有田川町条例の一部を改正する条例についてであります。

平成22年度地方税法の一部改正に基づき、本条例の一部改正を行うものであります。改正の主なものといたしましては、子ども手当の導入及び高校の授業料無償化に

よる個人住民税の扶養控除の廃止、少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置、たばこ税の税率の引き上げなど、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

報告第16号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

平成22年度国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の一部改正に基づき、本条例の一部改正を行うものであります。国民健康保険税の基礎賦課限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金等ほか限度額が12万円から13万円に引き上げられたことなど、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

報告第17号及び報告第18号は、有田川町土地開発公社及び財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

報告第17号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成21年度の土地の取得状況については、公共施設の整備及び周辺開発に伴う企業団地等の予定用地として147平方メートルを172万円で取得しました。土地の処分状況については、公共施設の整備及び周辺開発に伴う企業団地等の予定用地として1万5,722平方メートルと、吉備インター連絡線（第2工区）工事用地として887.12平方メートル、アメニティタウン用地を町道田角長谷線道路拡幅工事用地として200平方メートルを有田川町に売却しました。平成21年度末における土地の保有状況は、完成土地89万2,297平方メートル、金額は1億4,219万5,000円となります。

続きまして、財務状況は、本年度の損益勘定では事業収益1億306万2,778円、事業外収益33万8,161円、合計1億340万939円に対し、事業原価1億299万6,778円、一般管理費234万561円、合計1億533万7,339円となり、差し引き193万6,400円が当年度の損失金であります。

次に、平成22年度事業計画及び予算であります。平成22年度で公有地取得及び土地売却等の事業についての計画はなく、予算での収益的収入は事業外収益の41万5,000円に対し、支出は販売費及び一般管理費予備費の104万5,000円となり、差し引きマイナス63万円となります。

以上で報告といたします。

報告第18号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

平成21年度も日本経済の不況は深刻なものであり、景気低迷により消費者の節約志向もあって、公社の取り巻く環境も依然として厳しい状況でありました。そうした中、公社の経営改善についても引き続いて推し進めてまいりました。営業・広告面においては、ホームページを主体とし、インターネットによるタイムリーな情報発信を継続してまいりました。

また、訪問営業については、学校遠足やキャンプ、合宿プラン等での団体客の誘致を図り、宿泊客等をふやすために高石市や和歌山市での営業チラシの配布を継続して行ってまいりました。さらに地場産品や山椒加工品などの特産品を広くPRするため、キャンドルライトイルミネーション等のイベントのときや、JR和歌山駅前のほかジャスコりんくう泉南店等、県外への出店など販売拡大及びPRにも努めてまいりました。

また一方で、従来より不採算施設でありましたふれあいの丘の営業規模の縮小や、観光施設巡回バスの運行による二川温泉の営業時間の見直しなども行ってまいりました。よって、事業収入に関しましては、しみず温泉健康館、ふれあいの丘の改修工事による休館の影響もありましたが、2億3,962万円の計上となりました。前年比にすると98%となっておりますが、当初の予算を上回る数字となっております。

事業費用に関しましては、仕入れや商品などの価格交渉や各施設担当者の原価意識の向上、また過剰在庫の改善などにより前年比97%の7,810万円に抑えることができました。また、管理費用におきましては、灯油代やガソリン代の燃料費等の低減や仕事の垣根をなくした施設間の協力体制の取り組みなど人件費縮減に努めた結果、前年比にすると94%で1,084万円の減額となる1億7,570万円となり、890万円の営業利益の改善となりました。最終的には指定管理料を含む経営利益は、主に従来より懸案事項であった温泉施設とふれあいの丘の赤字幅の減少により経常利益の改善が見られ、前年度より963万円の増益となり、約159万円の黒字となりましたことを報告させていただきます。

平成22年度におきましても、藤並の観光案内所を初め観光施設巡回バスや町内観光施設とともに連携をとりながら、清水地域のみならず有田川町地域全体のPRを広め、観光客と売り上げの増加に努めるとともに、コスト管理も引き続き徹底し、経営改善をさらに推進していく所存であります。

以上で報告といたします。

議案第64号は、平成22年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、2款総務費の企画費では、鉄道車両動態保存展示委託料として766万5,000円を、3款民生費の老人福祉費では、介護保険事業特別会計への繰出金として220万円を、6款農林水産費の森林整備費では、森林整備地域活性支援交付金として500万円を、8款土木費の道路新設改良費では、明王寺庄線文化財調査委託料として700万円を、11款災害復旧費の林業用施設災害復旧費では、林道2路線の工事負担費に700万円を、公共土木施設災害復旧費では、町道1路線の工事請負費に2,500万円を、13款諸支出金の基金費では、雇用創出推進基金積立金に1億8,181万1,000円を補正し、今回の補正額は2億4,300万円となり、補正後の予算総額は147億7,300万円と相なりました。なお、補正額の財源といたしまして、国、県支出金、繰越金及び町債を充てることにいたし

ております。

議案第65号は、平成22年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、償還金などに322万9,000円を補正するものであります。補正後の予算総額は624万1,000円と相なります。

議案第66号は、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、高額医療合算介護サービス費に1,100万円の増額補正するものであります。補正後の予算総額は、23億6,328万5,000円と相なります。

議案第67号は、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、水道施設整備費に828万円を増額補正するものであります。補正後の予算総額は7億3,389万2,000円と相なります。

議案第68号は、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、育児休業法の改正及び両立支援策の推進に関する人事院規則の一部改正が、平成22年6月30日に施行されることにより、本条例の一部改正を行うものであります。主な内容は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務及び時間外勤務の制限を請求することができるようになったことと、3歳に満たない子がある職員が、その子を養育するために請求した場合には、著しく困難である場合を除き時間外勤務をさせてはならないこととなったものであり、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第69号は、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、育児休業法の改正及び両立支援策の推進に関する人事院規則の一部改正が、平成22年6月30日に施行されることにより、本条例の一部改正を行うものであります。主な内容は、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず育児休業等を行うことができるようになったことと、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3カ月以上経過した場合に、再度育児休業をすることができるようになったことと、この出生の日から57日以内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合でも再度の育児休業をすることができるようになったものであり、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第70号は、有田川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改

正に伴い、本条例の一部改正を行うものであります。今回の改正は、給与を受けながら職員団体のための業務を行い、または活動することができる期間に代休時間を追加するものであり、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第71号は、有田川町雇用創出推進基金条例の制定についてであります。

平成21年度地方交付税において、新たに需要額として算入された雇用創出推進費につきましては、その資金使途について明確に区分し、住民にわかりやすいよう基金に積み立てるなどして運用することが望ましいとされており、当町においても将来にわたって安定した雇用対策事業の継続や、新たな事業の創出を図るための必要な財源として当該基金を活用する目的で制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第72号は、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

潜水業務に従事する職員に対し、潜水業務手当を支給するため、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。管内には、有田川、二川ダム、ため池があり、毎年数件の水難事故が発生しており、これらの水難救助事案に対応するため、平成22年7月、専門の資器材等を装備した消防本部潜水隊を発足することに伴い、潜水業務に従事する職員に対し潜水業務手当を支給する必要があるためであります。支給手当額については、近隣消防本部を参考として1回につき1,000円といたしたく、本条例の一部改正に議会の同意をお願いするものであります。

議案第73号は、金屋町立保育所整備資金基金条例等を廃止する条例の制定についてであります。

金屋町立保育所整備資金基金条例及び清水町学校統合基金の設置、管理及び処分に関する条例については、それぞれ旧町から引き継いだ暫定施行の基金条例であり、平成21年度末現在で基金残高はなく、また今後も積み立てることもないと考えられるため、二つの条例を廃止いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

議案第74号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

既に策定されている有原辺地については、町道有原沼田線の事業費の変更を、谷・立石及び生石辺地については電波遮へい対策事業を追加し、釜中辺地については町道下六川釜中線の事業費の変更を、黒松辺地については黒松農道の事業費の変更を、遠井辺地については林道遠井堂鳴海線舗装工事の事業費の変更をする必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第75号は、平成22年度簡補第1号岩倉簡易水道施設整備工事第3工区立石地内を施工するため、平成22年5月27日、16業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字中野313番地、平岡水道設備平岡廣幸氏が5,638万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の

同意をお願いするものであります。

議案第76号は、平成22年度簡補第3号釜中簡易水道施設整備工事黒松地内を施工するため、平成22年5月27日、16業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字明王寺258番地1、三洋建設建設株式会社代表取締役上野山泰生氏が、1億395万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第77号は、有田川町副町長の選任の同意についてであります。

有田川町副町長山崎博司氏の任期が、平成22年6月13日をもって満了しますが、町行政に精通している同氏を引き続き選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

議案第78号は、有田川町監査委員の選任の同意についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、有田川町大字水尻1159番地5、栩野信義氏を有田川町監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（前勢利夫）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~

休憩 10時12分

再開 15時00分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま提出者16番議員、賛成者3番議員ほか3人から、発議第3号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について及び発議第4号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についての2件の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

発議第3号及び発議第4号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発議第3号……………

○議長（前勢利夫）

追加日程第1、発議第3号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者16番議員、提案理由の説明を求めます。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

発議第3号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出についての提案理由を説明申し上げます。

本議案は、午前中の本会議におきまして陳情の審査報告で既に採択と決しております。したがって、それに従って当議会としての意志を表すために、会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提案するものです。

なお、発議第3号としてお手元に配付させていただいております。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書案。

現行の民法第750条では、結婚時に夫または妻のいずれかの姓を選択する夫婦同氏の原則が定められている。しかしながら、現在、国において、夫婦が結婚後も両者の姓を統一せず、夫婦それぞれが婚姻前の姓を選択することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案の国会への提出が検討されている。女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいなどの女性がふえたことや、個人の権利の尊重等が背景にあると思われるが、この制度が導入され、夫婦、親子が異なる姓を名乗ることになれば、夫婦や親子のきずなや家庭としての一体感が薄れ、家族崩壊が急速に進みかねない。夫婦別姓制度は、日本のよき伝統である家族制度を消滅させ、祖先とのつながりや親子関係を希薄にし、ひいては地域の一体感や国民の倫理道徳観にまで悪影響を及ぼしかねない。

よって、国におかれては、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を与え、社会的混乱を招くおそれのある選択的夫婦別姓制度を導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月7日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務



大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）であります。

十分御審議をいただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前勢利夫）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

発議第3号に反対する立場、私はむしろ法制化に賛成の立場から討論をさせていただきます。

夫婦の姓が同じでも別々でも選べるようにしてほしい、そんな願いにこたえて、今、こういう動きになってきているのが選択的夫婦別姓制度であります。現在の同姓夫婦も法律施行後、1年以内であれば配偶者との合意に基づき別姓に転換することが可能となっています。夫婦別姓に反対する人たちは、家族を崩壊させるという論調であります。しかし、家族の崩壊は姓が同じであってもあり得るし、理由にもならないと考えます。姓は家族として同一であるべきで、それが日本の伝統だという事由も、これも1898年に施行された明治民法で家族制度が導入されてからであり、たかが100年の歴史しかありません。結局、96%の女性が夫の姓を名乗っている現実を前提に、妻は夫の家に入り、夫の姓を名乗るという廃止されたはずの制度の復活であります。同姓のもとで離婚や子供の問題も起きている現在の中、同姓を強制を続けることで問題は解決しませんし、逆に一人っ子がふえる中、代々続いてきた名字や家、お墓を守りたいとの立場からも同姓強制が壁となっているのも皆さん、御承知のはずです。また、通帳や印鑑、免許の名義変更など、結婚・離婚時の複雑な変更手続やプライバシー公表など人権侵害が深刻で、これ以上放置できない問題もできてきています。

さて、96年当時の政府資料でも、夫婦同氏を採用している国は3カ国のうちタイとトルコと日本ですが、法律で同姓を強調している国は今や日本だけとなっています。日本政府が批准して25年たつ女性差別撤廃条約の第16条は、姓の選択を含む夫婦同一の個人的権利を明記し、国連からも再三、民法改正を促され、来年夏までの実施報告まで勧告されています。議員の各位、今、家族一人一人が個人として尊重される第一歩となっております。家族のきずなは同姓で保たれるものではなく、お互いの人格を認め合い、その上で愛情と連帯感で支え合う、まさに相互の思いやりでこそ維持されるものではないでしょうか。

今、新聞世論調査を見ましても、夫婦選択制別姓に賛成の方は50%を超えていま

す。ですから以上の理由で、むしろ逆に推進すべき立場から反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

討論、ほかにありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することを決定しました。

……………追加日程第2 発議第4号……………

○議長（前勢利夫）

追加日程第2、発議第4号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者16番議員、提案理由の説明を求めます。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

発議第4号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についての提案理由を説明申し上げます。

本議案は、午前中の本会議におきまして陳情の審査報告で既に採択と決しております。したがって、それに沿って当議会としての意志を表すために会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提案するものです。

なお、発議第4号としてお手元に配付させていただいております。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書案。

永住権を持つ外国人については、地域に密接な関係を持つに至っていることから、地方公共団体の意志決定に参加させるべきであるとして、地方参政権付与の議論がこれまでもなされてきたところである。

現在、国においては、この参政権付与の法制化の検討が進められているが、地方公共団体は安全保障や教育などの国家の存立にかかわる事柄に深く関与しており、特定の外国人の意向を受けた首長や地方議員が選ばれると、学校や教育委員会等に対する内政干渉により偏向教育が強まるおそれがあるほか、領土問題を抱える地方公共団体

においては、我が国の安全保障を脅かす危険性が高まるおそれがある。

また、日本国憲法第15条では、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律を定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定されている。この「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。したがって、日本国民ではない永住外国人に対し地方公共団体の長及び議会の議員の選挙権を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法第4条では、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定され、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国においては永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月7日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣であります。

十分御審議をいただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前勢利夫）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

発議第4号に反対の立場から討論させていただきます。

私は、永住外国人の地方参政権を認める立場から討論するわけですが、今日、日本に永住する外国人に地方参政権を付与すべきだという世論が高まっています。この立場から、私ども日本共産党は付与することを当然のものと考えています。

現在、日本には60万人を超える永住外国人がおられます。当然、有田川町にもおられるわけですが、これらの人々はさまざまな問題を通じて地方政治と密接な関係を持ち、私たち国民と同じように地方自治体に対して多くの意見や要求を持っています。地方政治は本来すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するため住民自

身の参加によって進めなければならない、このように考えます。外国籍であっても我が国の地方自治体で住民として生活し、納税を初めとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致いたします。現に最高裁でも永住外国人に地方参政権を保障することは憲法上禁止されているものではないとの判決を下してます、95年2月。また、多くの国々でも、既の実施済みか実施に向けた積極的な検討が行われています。ですから、世界に残されないためにも率先して法制化すべきだという立場から討論といたします。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第6 議案第77号……………

○議長（前勢利夫）

日程第6、議案第77号、有田川町副町長の選任の同意についてを議題とします。

ここで、副町長山崎博司君の退場をお願いします。

〔副町長山崎博司君 退場〕

○議長（前勢利夫）

本案は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

質疑、討論は省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定しました。

山崎博司君に入場願います。

〔副町長山崎博司君 入場〕

○議長（前勢利夫）

ただいま副町長に選任同意されました山崎博司君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

このたびの有田川町副町長の選任同意につきまして、全会一致で私を再任いただきましたことをありがたく、厚くお礼を申し上げたいと思います。名を汚さぬよう、初心に返り、全身全霊で職務を全うしたい、このように思っております。皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがお礼の言葉にかえさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

〔拍手〕

……………日程第7 議案第78号……………

○議長（前勢利夫）

日程第7、議案第78号、有田川町監査委員の選任の同意についてを議題とします。本案は、人事案件につき質疑、討論は省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定しました。

……………日程第8 報告第1号……………

○議長（前勢利夫）

日程第8、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員起立であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第2号……………

○議長（前勢利夫）

日程第9、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第3号……………

○議長（前勢利夫）

日程第10、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第4号……………

○議長（前勢利夫）

日程第11、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第12 報告第5号……………

○議長（前勢利夫）

日程第12、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第6号……………

○議長（前勢利夫）

日程第13、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町特別養護老人ホーム事業等特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第7号……………

○議長（前勢利夫）

日程第14、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第8号……………

○議長（前勢利夫）

日程第15、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第16 報告第9号……………

○議長（前勢利夫）

日程第16、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第17 報告第10号……………

○議長（前勢利夫）

日程第17、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員起立であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第18 報告第11号……………

○議長（前勢利夫）

日程第18、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第19 報告第12号……………

○議長（前勢利夫）

日程第19、報告第12号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員起立であります。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第20 報告第13号……………

○議長（前勢利夫）

日程第20、報告第13号、平成21年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第21 報告第14号……………

○議長（前勢利夫）

日程第21、報告第14号、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第22 報告第15号……………

○議長（前勢利夫）

日程第22、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

報告第15号について、質疑をさせていただきます。

今回の改正については、いわゆる子ども手当や高校授業料無償化による財政制度のかかわりでこういう廃止が盛り込まれておりますが、特に15歳以下の年少扶養控除と、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がメインとなっているように思います。

これに伴ってどうなるかという影響の問題であります。例えば、所得税では税率が5%から40%の累進税率となっておりますが、最大限で15万2,000円、住民税で一律10%の税率ですから3万3,000円の増税となります。また所得税、住民税の特定扶養控除の上乗せ部分相当額の影響は、両方合わせて最高11万2,000円の増税となります。これが一つ目の影響の問題。

二つ目には、特定扶養控除16歳から22歳で、税制上の扶養対象であれば学生かどうかは関係ない制度になりますが、このため、単純に高校授業料の無償化と連携させれば、一部に負担増となる矛盾が出てまいります。一つは、定時制、通信制の高校や特定支援学校など、全日制高校より学費が安い場合、また公立高校の授業料の免除を受けている場合では、負担増となってくると思います。二つ目に、通学も就労もせずに親族に扶養されている場合では、何の恩恵もなく増税となるはずで。

三つ目の影響ですが、これは廃止に伴って別の制度にも影響が出てくるのではないかと思います。保育料は所得税の税額で決まっておりますから、所得税額で保育料の区分を分けているため、先ほどのケースから言いますと、増税により区分が上

れば保育料の負担がふえてくると思います。

この三つの影響について間違いないかどうか、影響が出ないか出るのかどうかだけ、細かく聞くとそちらも大変だと思いますので、その点だけ確認させてください。

以上です。

○議長（前勢利夫）

星田課長。

○税務課長（星田仁志）

お答えいたします。

今回の子ども手当の導入、また高校の授業料無償化によります扶養控除の廃止という件につきまして、税金の部分から見ますと増税となります。

以上です。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり決定しました。

……………日程第23 報告第16号……………

○議長（前勢利夫）

日程第23、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

報告第16号について、質疑をさせていただきます。

今回の改正では、国保の医療分の限度額の引き上げと、後期高齢者支援金分の限度額の引き上げと、それから今回新たに平成22年4月から、倒産や解雇などによる離

職者への税の減免が盛り込まれて、この部分については私もいい制度だというふうに納得しておりますけれども、限度額の引き上げについては納得いかないわけですが、これに介護保険分を合わせて総トータルの限度額は幾らから幾らになるのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

星田税務課長。

○税務課長（星田仁志）

お答えさせていただきます。

総トータルで言いますと、69万円から73万円になりまして、4万円の増となります。

以上です。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

……………日程第24 報告第17号……………

○議長（前勢利夫）

日程第24、報告第17号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第25 報告第18号……………

○議長（前勢利夫）

日程第25、報告第18号、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程第26、議案第64号から日程第38、議案第76号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6月15日、火曜日、午前9時30分から再開します。

~~~~~

延会 15時38分